

大分類	規程・細則・内規等	分類	YS4-01-02-007
題 目	役員報酬規程	発行日	平成 29 年 6 月 30 日
		改定日	平成 年 月 日
対 象	共通	版 数	1

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人友愛十字会（以下「当法人」という）定款第 8 条及び第 2 1 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第 3 条 役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。ただし、各年度の総額は別表 1 に定める額を超えない範囲で支給するものとする。

- (1) 報酬については、別表 2 に定める額
 - (2) 賞与については、別表 3 に定める額
 - (3) 通勤手当については、職員給与規程第 2 5 条の規定に準ずる額
- 2 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 4 条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表 4 に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月 2 5 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第 8 条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年 6 月及び 1 2 月とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。ただし、理事長

に対する報酬は、前項第1号に準じて支給する。

- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

役員等の報酬及び給与に関する規程を廃止し、本規程を平成29年6月30日より施行する。

別表1 (役員報酬及び賞与の総額)

役職名	報酬総額
理事及び監事	年額 900万円

別表2 (常勤役員報酬)

役職名	報酬の額
常務理事	月額 400,000円

別表3 (常勤役員賞与)

6月の賞与	報酬月額×2.2か月分
12月の賞与	報酬月額×2.2か月分

別表4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(2) 理事長

区 分	月 額
原則週1回の勤務とする	150,000円

(3) 理事

区 分	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(4) 監事

区 分	日 額
監事監査等への出席	30,000円
上記の他、法人(役員会等を含む)及び施設業務のための出勤	10,000円